

瀬戸市徴収職員に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第11号

瀬戸市徴収職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料その他の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する普通地方公共団体の歳入として徴収するもの(以下「徴収金」という。)について徴収、滞納処分(地方税の滞納処分の例により処分することをいう。)等(以下「滞納処分等」という。)を行う職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(滞納処分の委任)

第2条 市長は、徴収金の滞納処分等を、当該徴収金に関する事務を分掌する課等に勤務を命じた職員のうちから指定する者に委任する。

(徴収職員証)

第3条 市長は、前条の規定により委任した職員(以下「徴収職員」という。)に対し、その身分を証明するため、徴収職員証を交付するものとする。

2 前項の規定により徴収職員証の交付を受けた徴収職員は、前条の規定により委任された事務を行う場合は、当該徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。